

# 建設水道常任委員会

平成30年9月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎井上 卓也	○奥村 容子	中川 靖広
嶋田 善行	坂口 徹	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総務部長	加藤 恵三	都市建設部長	藤川 岳志
都市建設部次長	谷口 裕司	建設農林課長	上田 俊雄
同課長補佐	手塚 仁	同課長補佐	井戸西 豊
都市整備課長	松岡 洋右	同課長補佐	上田 和弘
上下水道課長補佐	上埜 幸弘	上下水道課長補佐	田口三十士

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。

お二人にはよろしくお願ひいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第39号 斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項（1）斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例施行規則についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

理事者の説明を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、議案第39号 斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例について、また、関連いたします、各課報告事項、（1）斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例施行規則（案）についてをあわせて説明させていただきます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

建設農林  
課長

それでは、末尾に添付いたしております要旨により説明させていただきます。

本条例は、町が施行する農地及び農業用施設の災害復旧事業の費用に充てるため、地方自治法第224条の規程に基づき、分担金を徴収することについて必要な事項を定めるものでございます。

1. 主な制定内容といたしまして、（1）第2条関係の事業範囲では、条例の適用を受ける農地等の災害復旧事業は、災害により被害を受けた農地等を原形に復旧する事業であることを定めております。（2）第3条関係の分担金の額では、事業の施行に要する費用から、国その他公共的団体から交付を受ける補助金額を除いた額の範囲内において、分担金を町長が定めるといたしております。（3）第4条関係の被徴収者では、分担金は賦課期日において事業の施行により利益を受ける者から徴収すると定めております。

2. 施行期日につきましては、平成30年10月1日から施行を予定いたしております。

続きまして関連します、各課報告事項の（1）斑鳩町農地等災害事業分担金徴収条例施行規則（案）について、説明させていただきます。

資料1の末尾に添付いたしております要旨をご覧ください。

この規程は、先程説明いたしました斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例の施行について必要な事項を定めるものでございます。

1、主な制定内容といたしまして、（1）第2条関係の分担金の賦課期日では、その年度の事業決定の日とし、その日において利益を受ける者に対して賦課することといたしております。（2）第3条関係の分担金の算出では、分担金の額の算出を規定いたしております。表のとおり事業ごとに分担金の負担率を定めております。（3）第4条関係の分担金の徴収方法等では、分担金の徴収は、斑鳩町会計規則第7条に規程いたします納付書を納入義務者に交付し徴収することを規定いたしております。（4）第5条関係の分担金の納期では、分担金の納期は、事業実施前とし、特別の事情がある場合においては、町長が納期を定めることができると規定いたしております。（5）第6条関係の分担金の追徴又

は還付では、事業の施行その他の理由により、事業費に増減が生じた場合は、分担金の追徴、又は還付することを規定いたしております。

2、施行期日は、平成30年10月1日から予定いたしております。

以上、議案第39号 斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例について、また、関連いたします、各課報告事項、（1）斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例施行規則（案）について、の説明とさせていただきます。

何卒、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この条例、また規則を定める前はどのようにされていたのか、お聞かせいただけますか。

建設農林  
課長 当条例の定める前につきましては、斑鳩町當土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例におきまして、負担金、負担率を決めており、それを実施いたしておりました。

中川委員 負担率は同じ率ですか。

建設農林  
課長 率等も同じでございます。

中川委員 規則の（4）で分担金の納期は事業実施前とする。とあるねんけどね、その下で、（5）で事業費の増減が生じた場合は分担金を追徴し、または還付するものとあんねんけど、これ事業の実施前に納付してもらわんと、事業終わって、完全にその結果出てから納付してもらたら一番ええの違うの。

建設農林 当事業につきましては、分担金を支払っていただくということを規定

課長	する中で、万一分担金の支払われない場合等も勘案する中で、事業着手ができませんので、先に決まった金額について分担金を支払っていただきたいということを規定いたしております。その中で、国の補助等も関係する災害復旧もございますので、町から国への申請も行う中で、まずは当初の設計で申請を行ってそれを分担金をいただくと、ところが災害復旧、工事でございますので、やっていく中でいろんな増減が発生するということも想定いたしておりまして、その時には精査をいたしまして、変更契約等を行い、その増減に関して追徴及び還付をしていきたいなというふうに予定しているところでございます。
中川委員	この条例規則は各よその町も定めていかはるのかな。
建設農林 課長	災害復旧については、各近隣の市町村も定めているところでございます。ただし、率等、考える負担率、補助金の率についてはいろんな考え方で違っております。
中川委員	うちの 6 5 %以上っていうのは多いの少ないの。
建設農林 課長	例えば大和郡山市、ちょっと一例挙げさせていただきますと、大和郡山市につきましては、国の補助がある場合、もしくは市単独の補助でも 2 0 %、うちは 3 5 %ですけども、2 0 %と規定されてたり、奈良市では国の補助がある場合のみ 3 0 %、近隣で申しますと、平群町については補助は、こういう制度はすみません、制定されておらずに、三郷町では単独補助が 5 0 %、国の補助を除いて 5 0 %とちょっと高めの設定はされてて、いろいろな形で定めておられるところでございます。
中川委員	それと、この工事で利益を得るものって出てくるけども、利益ってなんでんの。
建設農林	この工事、災害復旧におきまして、土地を原形に戻す、それが利益、

課長	ない状態からの利益ではなくて、もともと災害に遭って、被害をこうむった形から原形に戻すという方の、相手の対象者としてそういう呼び名、もしくはそういう規定をいたしておるところでございます。
中川委員	それは災害で被害受けて、元の形に戻すのが利益という言葉で合うてんのかな。それどこでもよその町でも利益なん。
建設農林 課長	はい、利益という明記をされているところが多いということです。
委員長	木澤委員。
木澤委員	今の関連なんですけども、よそも同じような文言を使ってはるということですけど、実際にこれ利用される方が見た時に、なんて思うのかっていう。もうちょっと、該当者とか土地の所有者とか、特定するような文言で制定された方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。なんか被害を受けてはって、元に戻すことが利益やっていうふうに、被害を受けた方になると、ちょっと納得いかないような文言ではないのかなというふうに思うんですけど。
建設農林 課長	今、利益を受ける方という標記の仕方ですけども、一般に本来土地の所有者が災害を受けた時に、その該当者になるわけでございますけども、農業をしていく中で、いろんな形態がございます、例えば作っておられる方が農地災害を受けて、その方は土地の所有者じゃなくても、その方がその土地をおおしていきたいと、もしくは分担金を払いたいというような方がありまして、いろんなくくりをあまり特定してしまえば、そういう方の、直したいけどもっていう形が名義を変えて申請していただかなあかんようなことになりますので、今は他市町村も踏まえてそういう形にしていった方が、この制度を運用していく中で使いやすいのではないかというふうに考えているところでございます。

木澤委員	言い方として他の言い方がないのかちょっと研究していただきたいなと。別にこれに対して今日反対するとかそういうことはないんですけども。
委員長	藤川都市建設部長。
都市建設部長	ちょっと補足をさせていただきます。今回の条例を見ていただきますとですね、目的第1条の目的のところにですね、地方自治法第224条の規定に基づき分担金の徴収について必要な事項を定めるというふうに謳ってございます。地方自治法第224条と申しますのはですね、分担金を徴収するときの規定になっておりまして、そこにはですね、全文をちょっと読ませていただきますと、普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用を充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収すると、今、議論させていただいているのが、利益がどうかというところでございますけれども、分担金を徴収する場合はですね、一応これは利益という言葉で表現をするというふうになってございますので、検討してですね、他の用語に変えるということはちょっと差し控えたいなと思っておりますのでご理解願いたいと思います。
木澤委員	そういうふうに決まっているんだったらなかなかそれは違う言葉に変えるとそれが適用されないことになってしまうということですね。 はい、わかりました。理解しておきます。 先ほどの質問の中で、この制度をつくる前の制度のことも説明いただきましたけども、負担率は一緒ですっていうふうにおっしゃってはったと思うんですけども、今回これ改めてつくることによって何がどうなるかっていう、前の制度とどう違うのかっていうのをちょっと説明していただけますか。

建設農林 課長	以前につきましては、斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例という中で、括りのなかで、災害復旧も土地改良事業の一部であるという認識の中で、運用してきたことでございますけども、災害復旧についてはより受けた方に明確にその制度がわかるように、今回災害復旧事業分担金という徴収条例を設けまして、それを見ていただいて、活用していただくというようなことで、より明確にというのが目的の1つでございます。
木澤委員	そうしますと、国から受ける補助だとか、町の負担、本人さんの負担っていうのは何ら変わらないっていうことなんですかね。
建設農林 課長	先ほども申しましたように、率、負担金の率につきましても以前とは全然変わりません。
木澤委員	手続き等はどうなんでしょう。
建設農林 課長	手続等についても一緒でございます。
木澤委員	きっちと条例化することで、住民さんにも明確になるという点については理解します。今回、この条例を適用するっていうことになっていくと思うんですけども、町内の被害あったところですね、どこか教えてもらえますか。
建設農林 課長	今回、峨瀬の農地につきまして、1件、国の補助を使って災害復旧をしたいという申し出を受けておりますのでその1ヵ所でございます。
委員長	他によろしいでしょうか。
( な し )	

委員長	<p>これをもって、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第39号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、2. 継続審査を議題といたします。</p> <p>(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。</p> <p>松岡都市整備課長。</p>
都市整備 課長	<p>継続審査 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、都市計画道路法隆寺線の整備についてでございますが、先の委員会にもご報告をさせていただいてまいりましたが、今年度末までに、国道25号との接続部分の工事を予定しているところでございます。</p> <p>また、併せまして、奈良県警交通規制課とは、信号機等交通安全施設の設置に係る施工計画、スケジュールについて、協議を行ってきたところであり、一定の目途がついてまいりました。</p> <p>こうしたことから、法隆寺線の整備工事につきましては、10月末の入札を予定しております、現在、発注に係る手続きを進めているところでございます。</p> <p>以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。</p>
委員長	<p>報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 嶋田委員。</p>

嶋田委員	この前、私、あこ、供用開始になったら、服部道ですね、が、混雑するのではないかなどというふうなことを言いましたけれども、その後警察との意見交換はされたんですか。
委員長	松岡都市整備課長。
都市整備 課長	警察等とですね、いかるがパークウェイが今現在の形で供用されたのちの服部道の、事後の状況でございますとか、そういう状況を聞き取り等は今のところさせていただいたところでございますが、なにぶん今度法隆寺線が供用いたしますと、また道路形態が変わってまいります。しかしながら、その中でどういう状況になり得るのかっていうところまでは議論に及んでいないところでございます。
嶋田委員	この前質問させていただいた時には、大字服部の方からご意見賜つてお聞きしたわけなんですけれども、今回、興留6丁目地内に住んでおられる方々からもいろいろ意見を聞かさせていただいて、今でも服部道を使わず、6丁目地内の細い道を使って法隆寺駅へ出る道を選んでやっているんやと、これで服部道がもし混雑するようであれば、もうそれが自分ら車で移動する時には、もうそれが常態化するような形になるというふうな懸念を持っておられるんですけども、そこらへんなんで警察と協議されないんですかね。
都市整備 課長	協議につきましては今後させていただいていくことも必要かと考えているところでございますが、道路の安全対策につきましては、今現況の道路幅員の中でできるところをさせていただくということと、それと町といたしましては、あわせていかるがパークウェイの東側への延伸というところで、安全対策ができるだけ早期に実現してまいりたいというふうに考えております。
嶋田委員	結局以前聞いたときには、もしくは混雑するんであれば、その緩和と

しては今おっしゃったような、東側、バイパスですね、抜ける道しかないのではないかというふうなお答えだったと思うんですけれども、それであれば、その道が通じるまで供用開始を控えるというのも1つの手ではないかと、そのように思いますんでね、一度警察と協議してくださいや。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご指摘いただきました供用開始の時期ということでございますけれども、道路につきましては今日までもそうですけれども、一区画、一区画できあがったところから供用開始をさせていただくと、根本的な問題を解消するために全線供用をですね中途にやっているわけですけども、この道路事業というものはですね、全線、全部できてからですね、開けるということであれば、今ご指摘いただいているようにですね、他のところへの影響が確かに、避けることができるのではないかと思うんですけれども、それであればですね、事業効果等もございまして、例えば国でもそうですけども、われわれ斑鳩町でもそうですけれども、一定の国費を投入したり、あるいは税金を投入したりさせていただいている中でですね、出来上がった部分で供用開始可能なところは供用開始をしていくと、最終、全線供用に向けて徐々に進めていくと。その中でですね、今、ご指摘いただいておりますような、服部道あるいは他の道路への流入と申しますか、避けて通る、あるいは新しく流入、入ってしまう部分もあるかと思いますが、その部分については先ほど課長申しましたように、現況の道路の中でですね、交通安全対策を考えていくと言うことになろうかと思います。今、ご指摘いただいてますようにですね、供用した後、どういうふうに対策を取っていくかというのはですね、状況を見ながら警察とまた協議を行いましてですね、より安全な方法になるような対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

嶋田委員	そしたら東側ですね、今現在の道路、延伸ですね、バイパスまでの。だいたいどれぐらいの期間かかるか教えてください。
都市整備 課長	まだ国の方でスケジュールは明確にはされていないところではございますけれども、必要なものといたしますと、用地取得それと発掘調査、それと道路工事という大まかに分けてそういう三段階というふうに考えてございます。用地取得につきましては、相手のあることでございまして、なかなか明確にこのぐらいの期間でというような形は申しあげられないところではございますけれども、目標とされましてはおおむね5年ぐらいといったところで進めたいというふうに考えているところでございます。
嶋田委員	おおむね5年とおっしゃいましたけれども、このバイパスできるのにもうすでに全線供用開始の予定だったんが、今まだ今現在の供用開始までということで、遅れるのは必至であろうと、僕でだいたい10年から12、3年はかかるのではないかなど、このようには思っておりますけれども、もしか混むのであれば、そういう、その期間住民の方に不便をおかけすることになろうかと思いますんでね、まず警察と協議してくださいや。もうそれだけ頼んどきますわ。
委員長	中川委員。
中川委員	東向いての延伸、課長今、5年ほどって言わはってんけども、あと用地の取得もしてはるみたいやねけど、どれぐらいの率でできているんやろ。
都市整備 課長 委員長	今、おおむねですけれども3割超といったところでしょうか。 他、よろしいでしょうか。

( な し )

委員長	<p>これをもって、質疑を終結いたします。</p> <p>次に、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。</p>
都市整備 課長	<p>②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございます。今議会でも一般質問いただき、ご答弁にもございましたように、JR法隆寺駅周辺整備に関しましては、まちづくり連携協定において、基本構想をさだめていくこととしているところでございます。</p> <p>現在のところ、県担当者と他の先進事例を参考としつつ、地域の状況についての情報共有を図りながら、事務的な調整を行っているところでございます。</p> <p>なお、基本構想策定にあたりましては、これにかかる経費につきましては、今議会に補正予算をお願いしているところでございます。</p> <p>こうした事務的手続きを進めております段階で、整備事業の進捗として、特に報告させていただく事項はございません。</p> <p>以上で、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。</p>
委員長	<p>報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。</p>
木澤委員	<p>連携協定の基本構想ですね、今回、補正予算で500万円上げていただいてますけど、これ、どういったつくり方になるんでしょうか。</p>
都市整備 課長	<p>基本構想につきましては、基本構想の中でですね、地域のまちづくりのコンセプト、それと目標像、基本方針など、そういうものを記載しているということでなってまいります。その中で区域につきましては、すでにこれまで包括協定の中で合意した区域となってございますけれど</p>

も、この区域の中で基本となる取り組みをより具体化してまちづくりの構想を定めていくといったところでございます。

木澤委員 県と協議して内容を決めていかはると思うんですけど、結局コンサルにお願いしてっていう形になるかなと思うんですけど、500万円もかかるのかっていうの、ちょっと高いなと思うんですけど、なんとか職員さんの方でまとめていただくような形では難しいですか。

都市整備課長 町の職員の手でですね、させていただける部分っていうものはできるだけ安価にあがるような、仕上がるような形での設計はしてまいりたいと考えているところではございますが、なにぶんまちづくり構想の全体的なイメージでございますとか、どうしても特別な専門の技術を要する形で成果品を仕上げるという部分につきましては、そうしたコンサル事業者の技術をお借りするということも必要かなというところでございますので、発注の段階で設計内容については十分精査してまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 これ予算500万円で、入札をかけていくことになるかなと思うんですけど、検討するのは職員さんで検討しはるんで、言うたらどこにでもある物にはならへんと思うんですけども、観光の戦略をたてる、あれすごいよかったですなと思ってまして、やっぱりどこが落札するかっていうのはそれは応札業者によりますけども、金額によりますけども、やっぱり斑鳩町の独自性を生かしたものにしてほしいし、やはりなるべく安価にしていただきたいなあと思いますんで、これはあんまり言ってもしようがないんですけども、そのことだけちょっと感じましたんで、お願ひしておきます。

委員長 他よろしいでしょうか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(2) 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設  
部長

それでは、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきまして、当委員会所管に関する事項につきまして、一括して説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の10ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。第12款 分担金及び負担金 第1項 分担金 第1目 農林水産業費分担金で、農地等災害復旧費分担金といたしまして、平成30年7月豪雨時におきまして、龍田西1丁目地内の農地法面が崩れ、町がその災害復旧工事を実施するにあたりまして、農地所有者から徴収をいたします分担金で195万6千円の増額補正をお願いをしております。

次に、11ページをご覧ください。第14款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第5目 土木費国庫補助金で、町公共施設6施設にございますブロック塀の改修等工事を行うにあたりまして、社会資本整備総合交付金の交付を受けるものでございます。525万円の増額補正をお願いいたします。

次に、第15款 県支出金でございます。第2項 県補助金では、第3目 農林水産業費県補助金で桜池の耐震改修に伴う、震災対策農業水利施設整備事業費補助金で800万円、龍田西1丁目地内の農地法面の災害復旧に伴います、農地災害復旧事業費補助金で95万円の増額をお願いをしております。

また、第5目 土木費県補助金では、奈良県と締結をいたしました「まちづくりに関する包括協定」に基づきます「まちづくり基本構想」

を策定することとし、その費用に対して「まちづくり検討事業補助金」が交付されることから 250 万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。第21款 町債 第1項 町債 第2日 災害復旧債では、先ほど説明をさせていただきました農地等災害復旧事業の実施にあたりまして、90万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に 15 ページをご覧ください。

歳出でございます。まず、第5款 農林水産業費 第1項 農業費 第4目 土地改良事業費では、歳入で申しあげました桜他の耐震改修の実施に必要な「桜池事業整備計画書等作成」に要します費用といたしまして 804 万 4 千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第7款 土木費 第1項 都市計画費 第1目 都市計画総務費では「まちづくり連携協定基本構想策定業務委託」に要する経費といたしまして 500 万円の増額を、また、第4目 公園費では、公園の「ブロック塀改修工事」に要する費用として、162 万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、16ページをご覧いただきたいと思います。第10款 災害復旧費 第1項 農林水産業施設災害復旧費 第1目 農地災害復旧費では、歳入で申しあげました農地災害の復旧事業に要する費用として 42 万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についての説明とさせていただきます。宜しくお願いいいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（なし）

委員長 それでは、他に、理事者側から何か報告しておくことはございません

か。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 すみません、三代川なんですけど、県の方で掘削っていうんですかね、いつもかき混ぜて置いていかれるということで、掘ったら砂がなくなって下が出てくるからあかんねんって前に言ってはったと思うんですけど、混ぜるときも、草も一緒に置いていかはるみたいで、沿道の人から草だけでも取ってくれという声があるんですけど、それ県の方はいつもどうしてはるんでしょうかね。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 三代川につきましては、浚渫、もしくは草刈りについて近隣の沿線の自治会から要望を多数いただきしております、毎年度県の方に、郡山土木事務所に要望いたしている状況でございます。

その中で浚渫につきましては、なかなか先ほど委員もおっしゃった通り、土をすくいますと、道路の護岸ですね、道路として使っている護岸について根が浅いもので、それが根が浮いてくるという状況でございまして、なかなか浚渫がしづらいという返事をいただいているところでございまして、その中で草刈りともしくはごみを回収できないかということも要望いたしております。今、委員のおっしゃいます草をそのまま置いていくという話はちょっとうちの方でもそういう認識はいたしておりませんでしたので、その状況を一度確認いたしまして、そういう状況があるのであれば、郡山土木事務所に草刈りについてはきちんと草を

	持ち出すようにということで協議してまいりたいと考えております。
委員長	よろしいですか。 奥村委員。
奥村委員	民間のブロック塀の相談窓口の件でございますけれども、今、もし町民の方でブロック塀を所有されている方があった時に、いろんな相談をするのが県へ電話をしたり、また大和郡山の土木事務所の方に電話をしたりということも、電話の開設をされているんですけども、今、町としての見解としては、まずは公設のブロック塀から改修等されていく、そしてまた次の予定としては民間のブロック塀の補修、また、いろんな壊していくということに關しての相談というか、關してまた次の段階でつていうお考えやと思うんですけども、町民の皆さんがあなたがブロック塀のことで何か相談をしたいという時に、そういう相談窓口を町として開設していただかうというか、そういう窓口を持っていただかうということはどうでしょうか。
委員長	松岡都市整備課長。
都市整備課長	ブロック塀の設置の基準につきましては、建築基準法に定められているところでございまして、これらの運用につきましては、建築主事の業務の範疇になってこようかというところでございます。当町においては建築主事をおいてございませんので、なかなか専門的な面でのご相談というところは非常に難しいところでございますので、県の方で相談窓口としてご対応いただかうことを町としては今後についても考えているところでございます。
奥村委員	詳しいことは町民の方もなかなかわからないに關しても、ちょっとした本当に、県へかけるとか、郡山土木にかけるっていうことが、ちょっとなかなか大変な場合っていうか、敷居が高いっていうか、そういうときに、やっぱりワンクッション置く形ででも、やっぱり斑鳩町民の皆さん

んのそういうご要望をまずはいったん町で受けさせていただくということも考え方に入れていただけたらありがたいかなと思います。以上です。

委員長 よろしいでしょうか。他に。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午前9時39分 閉会)